

- (5) 春季余剰草の備蓄作業が主として労力面より困難なものが多い。
- (6) 農家の放牧についての意識がやや低調であり、また多頭化が進まず入牧頭数が不安定である。
- (7) 育成牛の周年予託制が必要と思われる。
- (8) 集団管理技術の開発が未だしの感がある。
- (9) 放牧管理人の養成と身分確保の要あり。

以上極めて簡単に本県の飼料作物と人工草地について主として利用の現況とおもな問題点の概要を記したがその他草地の管理、牧養力の向上策など各種の難問が山積し新しい畜産発展の道はなかなか難しいことの連続であり、今後着実な技術開発を進めようとしている。幸い目下本県には放牧病の被害が少ないことが明るい面でありこの清浄地帯確保に努めて行きたいと思う。

岩手県における乳牛飼養と草地利用

小 松 睦 男

(岩手県農業改良課)

1. 草地、飼料作物作付面積の伸びに比べて乳牛、乳量の伸びは緩慢である

本県は紫波郡を除いて、全県が集約酪農地域で、いわば各地とも酪農の産地形成につとめているが、近年の推移は第1表のとおりである。

草地造成がすなわち自給率の向上および飼養頭数の増加となり、生産性向上、経営の安定となっているとばかりは思えない。低乳価とか、濃厚飼料高とか、飼養技術水準、等々理由は考えられるが、草地が地域、農家が牛に十分結びつかず、よく利用されていないからではなか

ろうか。

2. 造成後の草地の維持管理利用に重点をおけ

草地は長く無駄なく利用され、利用できる条件が生まれてこそ飼料構成の改善→多頭化→生産性向上(生産費低減)→経営安定→酪農意欲の向上、産業として発展が期される。造成後の草地の維持、管理、利用についてもっと農家側に立った行政、指導、研究分野の取り組みがいろいろと思う。

県内の草地の利用実態を昨年度44普及所の協力で調査したところ2、3表のとおり利用回数も少なく、収量も

第 1 表

区 分	年 次	昭和35年	37年	39年	40年	41年	42年
集約牧野の伸び		100 1,635	161.5 2,642	266.2 4,358	323.5 5,240	396.5 6,484	
飼料作物(牧草含)作付面積の伸び		100 10,161	147.3 14,967	194.3 19,840	208.4 21,179		
乳牛頭数の伸び		100 36,610	114.2 41,930	163.7 56,940	173.6 63,590	178.6 65,150	183.9 67,330
年間生乳生産量		100 63,132	122 77,041	176 111,037	188 119,300	205 129,291	
搾乳牛頭数比		100	111	160	194	196	
搾乳牛1頭当り搾乳量		4,151	4,551	4,556	4,047	4,340	
酪農家1戸当り乳牛飼養頭数		1.9	2.1	2.6	2.7	2.8	2.9

第2表

年間利用回数	公有草地		個人, 団体有草地	
	個所数	%	個所数	%
1	14	24.1	1	2.6
2	6	10.3	2	5.3
3	21	36.2	22	58.0
4	13	22.4	12	31.8
5	4	7.0	1	2.6
計	58	100	38	100

第3表

10a 当り収量	公有草地		個人, 団体有草地	
	個所数	%	個所数	%
2.5t 以下	8	12.9	2	5.9
2.5 ~ 3.0	10	16.1	11	32.3
3.0 ~ 3.5	7	11.2	4	11.8
小計	25	40.2	17	50.0
3.5 ~ 4.0	4	6.5	4	11.8
4.0 ~ 4.5	9	14.5	2	5.9
4.5 ~ 5.0	8	12.9	2	5.9
小計	21	33.9	8	23.6
5.0 ~ 5.5	4	6.5	3	8.8
5.5 ~ 6.0	4	6.5	5	14.7
6.0 以上	8	12.9	1	2.9
小計	16	25.9	9	26.4
計	62	100	34	100

低い。草地造成によって酪農、肉牛飼養農家の経営が、どれだけ改善進歩したかはっきり現われていないケースさえある。

3. 放牧場の利用を高めるための研究, 指導, 体制, 整備を急げ

県内に放牧(採草兼用を含む)に利用されている集約草地は約50カ所あるが、放牧地と農家との結びつきが少なく、放牧頭数も少なく(価格の高い、高能力牛の子牛は大事であげない)運営の苦しいところが多い。放牧場運営者側である市町村、農協側から、放牧技術、利用についての技術援助の要請が非常に多い。東北地方における将来の畜産はこの放牧技術の向上、改善の解決なくしては発展できないのではないか。昨年18カ所の公共放牧場を選び、指導をかねて利用実態を調査したが、その中からとり上げたい事項2~3ひろって話題としたい。

1. 放牧期間延長の技術が欲しい

放牧予託農家の希望を聞くと、酪農部門が水稲と労力上競合しないようもっと早く春放牧し、秋じまいが終わってから山下げするようできないかと言っている。県内で最も高地(標高1000m)にある宮守放牧場は昨年5月20~10月11日までの145日間放牧したが、1番草処理に大変苦労した。そこで本年4月30日(沢に雪があり、のびたオーチャードの草高7cm)現地で協議し、5月10日から放牧開始することを決め、現在32haの草地に110頭放牧して、順調な経過をたどっている。さらに県南の藤沢、一ノ関の放牧場も4月25、27日から開始した。本年は終牧時期ものばす計画である。

放牧期間延長のためには

(1)牛の訓練がいること。

(2)草ののびを事前に予想すること。

(3)春早く利用する牧区(施肥、牧区の地形、防風林の有無、地力、草種等考え)と夏以降草量を期待する技術を伴った牧区利用がいる。全放牧地を同じ施肥期、施肥量で管理するのは放牧場向きの方法ではない。

2. 放牧事故, 病死発生を極力防ぐこと

以前は乳牛の放牧は病死する牛や、治癒しても発育回復の見込みのない牛も出て、放牧は大変危険だといった印象が農家側に強くあって、これが予託希望が少ない主因になっている。

ところが昨年のこの18放牧場の結果をみると、

放牧頭数1,655頭中(乳牛1,250, 肉牛373, 馬32)病気発生数149頭(9%), 斃死数25頭(1.5%)で、放牧事故をなくそうと努力した運営者側と、2年前から実施しはじめたピロプラズマに対する人工感染免疫の成果であり、草地管理や、衛生対策、放牧経験がプラスしていると思われる。しかし放牧の成果の評価は健康と発育と受胎にあるのであるから、今後一層研究して放牧場の価値を高めるよう関係者が協力し合う必要がある。

特に予託放牧制度は100人100様に飼い、育てた牛をある期間だけ一カ所に集めて放牧し、1日当りの料金をとる方法だから、この野外の、実際の放牧場に研究の場を持ち、援護する姿勢が欲しい。将来の東北地方の畜産特に酪農は洋々たるものが考えられるが、それぞれなすべき、取組むべきものをきめながら、技術陣が進まなければ資源は眠り、投資は空振りになりかねないと思う。